

令和6年神審第21号

裁 決

押船A被押台船B灯浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月15日07時30分

石川県七尾港

2 船舶の要目

船種	船名	押船A	台船B
総トン数	19トン		
全長	40メートル		
登録長	12.53メートル		
機関の種類	ディーゼル機関		

出 力 661キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に船橋を有し、その上に櫓を組んで操舵室を配置した2機2軸の鋼製引船兼作業船で、操舵室内中央に遠隔操舵装置、左舷側にGPSプロッター及びレーダー、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、押船として使用し、船首2.2メートル船尾2.7メートルの喫水をもって、作業員1人を乗せ、石材160トンを積載し、船首尾とも1.0メートルの喫水となった鋼製台船Bの船尾中央に船首を嵌合し、正船首及び両舷船尾部から延出した、直径80ミリメートルの合成繊維製ロープ計3本で係止して全長52.5メートルの押船列（以下「A押船列」という。）を構成し、令和5年11月15日07時00分七尾港内の係留地を発し、同港内を航行して同県鶉浦漁港に向かった。

a受審人は、前示係留地から南下し、七尾港第13号灯浮標（以下、灯浮標の名称については「七尾港」の冠称を省略する。）を航過した後、07時15分少し過ぎ能登観音埼灯台から249度（真方位、以下同じ。）3.2海里の地点で、針路を045度に定め、6.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵によって進行した。

a受審人は、航行に支障となる船舶が存在しなかったことから、携帯電話を操作しながら操船に当たり、07時25分能登観音埼灯台から259度2.3海里の地点に至ったとき、第10号灯浮標まで正船首970メートルとなり、同灯浮標に向首して接近する状況であったが、携帯電話を操作することに気をとられ、第10号灯浮標への接近状況を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、第10号灯浮標に向首したまま続航し、07時30分

能登観音埼灯台から268度1.9海里の地点において、A押船列は、原針路及び原速力のまま、Bの左舷船首部が第10号灯浮標に衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、A押船列は、Aが、嵌合部付近の左舷船首船底部に破口を伴う凹損を生じて浸水し、Bが、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。また、第10号灯浮標は、頭標取付け金具に曲損等を生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、七尾港において、同港内を航行する際、船位の確認が不十分で、第10号灯浮標に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、七尾港において、同港内を航行する場合、第10号灯浮標に向首進行することのないよう、同灯浮標への接近状況を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、携帯電話を操作することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第10号灯浮標に向首して接近する状況に気付かないまま進行し、Bが同灯浮標に衝突する事態を招き、A及びB並びに第10号灯浮標それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年12月10日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明